

川西市障がい者自立支援協議会について

1. 障がい者自立支援協議会の位置づけ

障がい者自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3の規定に基づき、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化や地域の実情に応じた体制の整備について協議するため設置しています。

【参考】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
（協議会の設置）

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

2. 障がい者自立支援協議会の役割

（1）基本的な役割

相談支援事業をはじめとする地域における障がい者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置するもので、協議会の場で明らかとなった課題等を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会資源を含めた地域における障がい者等の支援体制の整備に努めること、また、その検討に当たっては、課題別の専門部会を設置する等、地域の実情に応じた活動の活性化に向けた取り組みを行うことが必要であるとされています。

（2）主な機能

- ①地域における障がい者等への支援体制に関する課題の共有
- ②地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ③地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ④地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取り組み
- ⑤個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ⑥地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ⑦市町村から障がい者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ⑧基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事

業実績の検証

⑨障がい者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議

⑩市町村障がい福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言

⑪専門部会の設置、運営 等

(3) 構成員

協議会を構成する団体及び機関等を定め、当該団体等から選出された者（構成員）をもって構成する。なお、協議会の安定的かつ継続的な運営を担保する観点から、構成員のうち市長が必要と認める者について、任期を定め、「常任委員」として、市長が委嘱又は任命することとする。

また、多種多様な関係者が参加できる柔軟な会議体とするため、構成員以外の者（当事者や事業所など）の出席を求め、意見を聞くことができることとする（主に「部会」への参加を想定）。

3. 障がい者自立支援協議会の会議形態

○全体会議

地域課題の情報共有、各専門部会からの報告により取り組み状況の確認、方針の決定などを協議する場。全体会議は、年2～3回。全体会議の場で、必要と認められた議事に対して協議の場を設定できる。

○運営会議

協議会が自ら主体的に運営していくための仕組みとして、中核となるメンバーによる「運営会議」を設置し、地域課題の集約や協議事項の調整といった事務局機能を担う。会議は、随時開催。

○各専門部会

課題ごとに部会を設置し、実質的な協議は部会を中心として行う。個別事例などを通じ、適切な支援のあり方について協議。会議は、随時開催。

相談支援部会、こども支援部会、精神障がい者支援部会の3部会を設置。

全体会議

地域課題の情報共有、取り組み状況の確認、方針の決定など

(メンバー) 社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会連合、川西市身体障害者福祉協会、川西市身体障害児者父母の会、川西市手をつなぐ育成会、むぎのめ家族会、圏域相談支援コーディネーター、介護支援専門員協会、市障がい者基幹相談支援センター、市委託相談支援事業所、川西さくら園、伊丹公共職業安定所、伊丹健康福祉事務所、兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校、市（インクルーシブ推進課、こども支援課、保健センター、こども若者相談センター、障害福祉課）

運営会議

課題の集約や協議事項の調整など

(メンバー)
市障がい者基幹相談支援センター
市障害福祉課

日中サービス支援型共同生活援助評価会

(メンバー) 社会福祉協議会、当事者団体、圏域相談支援コーディネーター
市委託相談支援事業者、市障害福祉課、市障がい者基幹相談支援センター
その他構成員以外で必要と認められた者

(専門部会) 個別事例などを通じ、適切な支援のあり方について協議

相談支援部会

(メンバー)
市障がい者基幹相談支援センター
市委託相談支援事業者
指定特定相談支援事業者
(指定障害児相談支援事業者)
市障害福祉課

精神障がい者支援部会

(メンバー)
当事者、伊丹健康福祉事務所、市内精神科医療機関、伊丹天神川病院、市内訪問看護ステーション連絡協議会、市障がい者基幹相談支援センター、市委託相談支援事業所、市（中央包括支援センター、保健センター、生活支援課、障害福祉課）

こども支援部会

(メンバー)
川西さくら園、川西こども家庭センター、伊丹健康福祉事務所、市内訪問看護ステーション連絡協議会、川西市立養護学校、兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校、市（入園所相談課、インクルーシブ推進課、こども支援課、保健センター、こども若者相談センター）